

北朝鮮に対し長距離弾道ミサイルの発射を非難する決議

北朝鮮政府は、12月12日午前、「人工衛星」と称するミサイルの発射を強行した。同ミサイルの発射は、失敗に終わった4月に続いて今年で2回目である。日米韓政府は「国連安全保障理事会決議違反に当たる」として強く中止を要求していたが、それにもかかわらず、北朝鮮は発射を強行した。

この問題に対し、世界とアジア諸国からは、強い批判と懸念の声が広がっている。また、国連安全保障理事会では、制裁強化を含めた新たな決議の採択を目指す方針を決めた。

これまで、北朝鮮は、いかなる核実験又は弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないことを北朝鮮に要求した国連安保理決議に違反するとともに、北朝鮮が一切の核兵器及び現在の核計画を放棄すると合意した6カ国共同声明にも違反して、核実験及びミサイルの発射を行ってきた。これらの経過に立ち、国連決議は、「北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないことを要求する」と述べている。北朝鮮は、この国際社会の決定を重く受け止めるべきである。

東大和市議会は、北朝鮮が行った2009年5月25日の核実験に対して厳しく批判し、核実験及び核兵器開発計画の中止を求める決議を行うとともに、本年3月には、「ロケット」発射計画の中止を求める決議を行ってきた。

東大和市議会は、世界の恒久平和と東アジアの平和と安定を願い、北朝鮮政府がふたたび長距離弾道ミサイルの発射を行わないことを強く求めるとともに、北朝鮮政府が国連安保理決議を守り、6カ国協議の共同声明に立ち返り、国際社会の責任ある一員としての行動をするよう強く求めるものである。

以上、決議する。

(議決日) 平成24年12月21日

(送付日) 平成24年12月28日

(送付先) 朝鮮民主主義人民共和国国防委員会